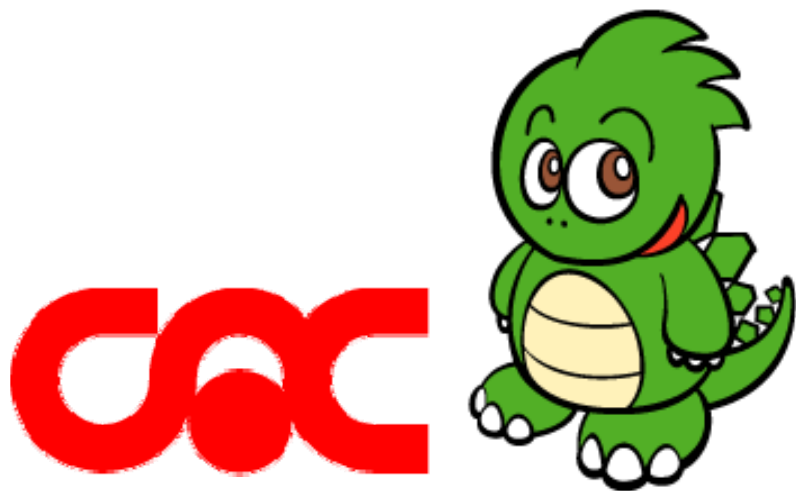


# 個人情報保護に関する規定

株式会社CAC



## 個人情報保護に関する規定

株式会社CAC（以下「CAC」という。）の保有する個人情報の取り扱いについては以下の条項によるものとします。

### 第 1 条 （個人情報の取扱い）

1. CACが、保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針〈平成16年4月2日閣議決定〉）、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号（以下「指針」という。））に基づくほか、CACが指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「個人情報保護方針」という。）およびこの規定に基づいて適正に取り扱います。
2. CACの個人情報保護方針には、CACが保有する個人情報に関し、利用目的、個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）がCACに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページ等において公表します。
3. CACは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を取り扱うとともに、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 第 2 条 （個人情報の利用目的等）

1. CACは、CACが行うサービスを提供するために、次に掲げる目的で、個人情報を取り扱います。下記の目的以外で個人情報を収集する場合は、その利用目的を明確にします。
  - ①サービス提供に関する個人情報
    - a サービス契約の締結。
    - b サービス料金の請求。
    - c サービスに関する情報の提供。
    - d サービスの向上を目的とした視聴者調査。
    - e 受信装置の設置およびアフターサービス。
    - f サービスの視聴状況等に関する各種統計処理。
    - g サービスの提供に関連して、第3項に該当する場合に限る第三者への提供。
  - ②放送事業、通信事業に関する個人情報
    - a 出演者の管理。
    - b 番組審議会の開催・運営。
    - c 電波障害施設の管理。
    - d ケーブルテレビ施設およびネットワークの品質維持管理。
  - ③営業行為に関する個人情報
    - a イベントの企画管理・運營業務。
    - b ケーブルテレビの加入促進。
    - c 広告営業の促進。
  - ④会社の経営管理に関する個人情報
    - a 社員の人事管理。
    - b 採用業務の管理。
    - c 株主の管理。
    - d 関係団体、取引先との連絡。
2. CACは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取り扱うことはありません。
  - ①法令に基づく場合。
  - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. CACは、保有する個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
  - ①本人が書面等により同意した場合。
  - ②本人の求めに応じて当該個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、または個人情報保護方針に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき。
    - a 第三者への提供を利用目的とすること。
    - b 第三者に提供される個人情報の項目。
    - c 第三者への提供の手段または方法。
    - d 本人からの求めに応じて当該個人情報の第三者への提供を停止すること。
  - ③CACまたは、CACの代理人若しくはCACの代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時に個人情報の登録を行い、同登録に必要な限度で個人情報を共同業務提供者に提供する場合（これらの個人情報の変更が生じた場合に、CACまたは、CACの代理人から共同業務提供者へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます。）。
4. CACは、第三項により第三者に個人情報を提供する場合においては、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理（以下「個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
5. CACは、本人から、CACが保有する個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
  - ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - ②CACの権利または正当な利益を害するおそれがある場合。
  - ③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第 3 条 （個人情報の共同利用）

1. CACは、前条第一項に定める利用目的で取り扱う個人情報は、その利用目的を達成するために、CACの代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、CACの代理人と共同して利用します。
2. CACは、CACが行うサービスを提供するために定めた契約約款に基づき契約申込みを承諾しなかった場合、または契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の個人情報を、他の放送事業者および通信事業者がCACの代理人と共同して利用することがあります。
3. 共同して利用する個人情報の管理の責任は、第一項の場合においてはCACおよびCACの代理人が、並びに前項の場合においては、CACおよびCACの代理人または、他の放送事業者および通信事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は個人情報保護方針に定めます。

### 第 4 条 （個人情報の取扱いの委託）

1. CACは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. CACは、第一項の委託先との間で、第1条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第二項および第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

### 第 5 条 （安全管理措置）

CACは、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

## 第 6 条 (本人による開示の求め)

1. 本人は、CACまたはCACの代理人に対し、個人情報保護方針に定める手続きにより、CACが保有する、本人に係る個人情報の開示の求めを行うことができます。
2. CACおよびCACの代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
  - ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
  - ②CACまたはCACの代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
  - ③他の法令に違反することとなる場合。
3. CACは、前項の規定に基づき個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

## 第 7 条 (本人による利用停止等の求め)

1. 本人は、CACが保有する自己の個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、個人情報保護方針に定める手続きにより、CACまたはCACの代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
  - ①CACが保有する個人情報の訂正、追加または削除。
  - ②個人情報の利用の停止。
  - ③個人情報の第三者への提供の停止。
2. CACは、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3. CACまたはCACの代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）およびその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

## 第 8 条 (本人確認と代理人による求め)

1. CACは、第6条1項または第7条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、個人情報保護方針に求める手続きにより行います。
2. 本人は、第6条1項または第7条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

## 第 9 条 (本人の求めに係る手数料)

1. CACは、第6条1項の求めを受けた場合は、CACが別に定める手数料を請求します。
2. 前項の手数料は、CACから本人（加入者に限る）に対して、通知または開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します。
3. 加入者以外の本人に係る手数料は、個人情報保護方針に定める手続きによります。

## 第 10 条 (苦情処理)

1. CACは、個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは個人情報保護方針に規定します。

## 第 11 条 (本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口)

CACは、第6条第1項または第7条第1項に基づく求め、第10条に基づく苦情の受け付け、その他個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、個人情報保護方針に掲載された窓口において受け付けます。

## 第 12 条 (保存期間)

CACおよびCACの代理人は、保有する個人情報の保存期間を定め、これを超えた個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

## 第 13 条 (個人情報の漏えい等があった場合の措置)

1. CACは、CACが取り扱う個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
2. CACは、CACが取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。
3. 前各項の規定は、通知または公表することにより、第6条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第14条 (国内法への準拠)

この規定は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、会社の住所を管轄する裁判所で行うものとし、この裁判所から特別な指示があった場合は、それに従うものとし、

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規定に特約を付することができるものとし、
2. この規定は平成17年 4月 1日より施行します。  
改 定 平成19年 6月 1日  
改 定 平成22年 2月 1日